

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」実施状況
 ー都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」(第9次決定)と協調して推進ー

施策名	担当省庁	番号	実施状況
第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開			
1 安全・安心なまちづくり国民運動の展開			
① モデル事業・モデル調査の全国的実施	地域活性化統合事務局	i	◎地域の自由な発想と創意工夫に基づく先導的な都市再生活動を支援する「平成19年度全国都市再生モデル調査」において地域の多様な取組を取り上げる中で、「安全・安心なまちづくり」に関する地域住民、ボランティア団体等の活動に対する支援も行っている。
	警察庁	i	◎平成17年度以降、活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション」推進事業を、総務省消防庁、文部科学省の行う事業と連携しつつ、合計600地区で実施しており、平成19年度以降は、特に子どもの安全の確保を行っている地区を選定している。
		ii	◎平成20年度において、「地域安全安心ステーション」推進事業のため、192百万円を措置した。
	総務省	i	◎「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を警察庁と連携のもと推進し、地域ニーズに根付いた自主防災組織等のコミュニティを核にした防災・防犯活動の支援(拠点整備等)等を行い、地域防災力の向上を図っている。平成19年度は新たに103団体を選定し、現在全国で計321団体が活動を行っている。
		ii	◎平成18年度においては、全国的な施策展開に向けた取り組みを進めるため、全国6箇所での出前講座やシンポジウムを開催するとともに、活動の手引きを作成し、地方自治体へ配布した。
		iii	◎平成19年度においては、引き続き出前講座やシンポジウムの開催等により地域安心安全ステーションの全国展開を図るため所要の予算(11百万円)を措置した。
	文部科学省	i	◎平成20年度においては、警察官OB等の協力を得て、各学校の巡回指導等を行うスクールガード・リーダーを400名増員(2,480名→2,880名)するとともに、モデル地域における実践的な取組(①学校安全ボランティア等の活用、②ITを活用した情報共有システムの構築、③スクールバスとして路線バス等の試験的な運行)を展開するなど、地域社会全体で学校の安全体制を整備する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の充実を図った。(平成20年度予算額1,715百万円)

② 「安全・安心なまちづくりの日」の制定	警察庁	i	◎平成18年から毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とすることが決定されたことから、その関連行事として「防犯ボランティアフォーラム」を開催したほか、(財)都市防犯研究センターが主催した「安全・安心なまちづくりワークショップ」等を通じ、国民への広報啓発を図った。
		ii	◎平成20年度において、安全・安心なまちづくり関係功労者表彰・ボランティアフォーラムのため、4百万円を措置した。
③ 内閣総理大臣による表彰制度の新設	警察庁	i	◎平成18年度から「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行うことが決定されたことを受け、10月11日に表彰を実施した。
		ii	◎(再掲:第1-1-②-警-ii)安全・安心なまちづくり関係功労者表彰に係る経費を措置した。
2 防犯ボランティア活動等の支援			
① 防犯ボランティアと防災ボランティアの連携強化	警察庁 総務省	i	◎自主防災組織の活動の調整等を行う「防災コーディネータ」と防犯ボランティアとの連携を促進し、災害ボランティア等が防犯も含めた地域の安全・安心の確保に貢献できる体制を構築するため、平成17年11月に立ち上げた「自主防犯ボランティア活動支援サイト」と消防庁の「災害ボランティア・データバンク」をリンクさせた。
	総務省	i	○地域の安心安全を確保するため、「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を推進するとともに、地域の災害ボランティア等と防犯ボランティアとの連携を促進している。
② 防犯ボランティア全国ネットワークの形成	警察庁	i	◎平成17年度に警察庁ホームページ内に立ち上げた自主防犯ボランティア活動支援サイトについて、平成18、19年度に好事例の活動団体を追加紹介するなど内容の充実を図った。平成20年度も更新する予定。
③ 大学生や企業人等の防犯ボランティア活動への参加促進	警察庁	i	◎都道府県警察に対し、文部科学省の「地域ボランティア活動推進事業」推進に対し、防犯講習や合同パトロールの実施など、積極的に支援するよう周知。
		ii	◎(再掲:第1-2-②-警-i)自主防犯ボランティア活動支援サイトの更新
	文部科学省	i	◎平成19年度において、地域住民が防犯ボランティア活動を含む、ボランティア活動等を行うことを通して、地域のきずなづくりを推進する「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業(624百万円)を実施。
④ 防犯アドバイザー登録制度の整備	警察庁 総務省	i	◎平成20年度地方財政計画において、防犯アドバイザーの導入に必要な経費を措置し、防犯アドバイザー登録制度の整備を図っている。
		ii	◎都道府県警察に対して、「防犯アドバイザー運用要領」モデルを示し、登録制度の推進を図っている。

⑤ 防犯・防災ボランティア活動の拠点整備	警察庁	i	◎(再掲:第1-1-①-警-i)平成17年度から20年度における「地域安全安心ステーション」推進事業の実施
		ii	◎(再掲:第1-1-①-警-ii)「地域安全安心ステーション」推進事業に係る経費を措置した。
	総務省	i	◎(再掲:第1-1-①-総-i)「地域安心安全ステーション整備モデル事業」の実施。
		ii	◎(再掲:第1-1-①-総-ii)「地域安全安心ステーション整備モデル事業」の継続実施。
⑥ 公民館等を活用した防犯教育、防犯活動等の推進	警察庁	i	◎都道府県警察に対し、公民館等と協議の上、公民館等における防犯教室等の開催に対する積極的な情報提供、講師派遣、地域住民等への周知等の協力を行うとともに、防犯ボランティア団体に公民館等の社会教育施設を活動拠点として活用するよう周知
	文部科学省	i	◎平成18年度において、社会教育施設が中核となり、防犯教育をはじめとする地域における課題を総合的に把握し、その課題解決等を行うモデル事業を実施し、成果を全国的に普及啓発する「社会教育活性化21世紀プラン」(106百万円)を実施。
		ii	◎(再掲)(第1-2-③-文-i)「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業の実施
⑦ 防犯ボランティアと警察官の合同パトロールの推進	警察庁 総務省	i	◎平成20年度地方財政計画において、交番相談員の配置及びテレビ電話システムの整備に係る経費を措置した。
	警察庁	i	◎都道府県警察において、防犯ボランティア団体との合同パトロールや、地域安全情報の提供を行っている。
		ii	◎警察庁から示した指針(「治安情勢に対応した交番機能の強化について」(平成15年12月25日付け通達))に基づき、都道府県警察において、交番勤務員の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等により交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消するための3か年計画を策定・推進した結果、平成19年4月、すべての都道府県警察において計画が達成された。
		iii	◎平成19年12月、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に地域の実態に即したパトロールを実施するなど街頭活動を強化するよう都道府県警察に改めて指示しており、犯罪の抑止及び検挙を図っている。
		iv	◎平成20年度において、小型警ら車の増強整備及び無線警ら車等の資機材の整備に係る経費(385百万円)を措置した。
		v	◎平成20年度において、街頭犯罪捜査体制強化に伴う資機材の整備に係る経費(173百万円)を措置した。
警察庁	i	◎防犯ボランティア活動を行った者に対し、活動内容に応じて地域通貨を交付する取組みについて、各都道府県警察の担当者に対し、システムの概要を説明した。	

⑧ 防犯ボランティア活動と地域通貨の連動	総務省	i	◎地域の安心安全情報の共有ができる「地域安心安全情報共有システム」と、ICTを活用した「地域通貨モデルシステム」を連動させることで防犯ボランティア活動をした住民にポイントを付与し、公共施設等で利用できるようなシステムを開発。希望する地方公共団体に引き続き無償で配布している。
3 官民協働体制の構築に向けた環境整備			
① 実態調査、社会実験、計画策定等への財政支援	地域活性化統合事務局 国土交通省	i	◎(再掲第1-1-①-都-i)「平成19年度全国都市再生モデル調査」の実施。
② 安全・安心なまちづくりデータベースの整備	警察庁	i	◎(再掲第1-2-②-警-i)自主防犯ボランティア活動支援サイトの更新
③ まちづくり協議会のモデル運営規約の策定	警察庁	i	◎平成17年9月、「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」の関係会則及び取組状況を都道府県警察に対して参考資料として示した。
④ 地域安心安全情報ネットワークの構築	総務省	i	◎地域住民がインターネットや携帯電話等を利用して地域安全情報を行政と共有できるシステムを構築するため、「地域安心安全情報共有システム」を開発。希望する地方公共団体に引き続き無償で配布している。
⑤ 外国人が安全に安心して活動できる環境の整備	警察庁	i	◎毎年6月を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」に指定しており、平成19年は来日外国人犯罪の取締りを徹底するとともに、不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動、防犯講習及び研修生受入企業に対する日常生活指導を推進した。
	法務省	i	◎平成20年度において、外国人研修生等に対する指導及び実態調査を充実させるため、99百万円を措置した。
		ii	◎毎年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」として設定し、キャンペーンを行っている。
		iii	◎平成20年度において、外国人が就労等を行う際に、不法に就労させないよう雇用主等に対する広報を充実・強化するため、13百万円を措置した。
		iv	◎外国人登録証明書の見方及び不法就労防止に関する広報パンフレットを作成・配布し、法務省ホームページ及び入国管理局ホームページにも掲載している。
v	◎適宜開催される教育機関や研修生等の受入れ機関の関係者が参加する会議や講習会の開催に際し、要請があれば、本省又は地方入国管理局の担当者が可能な限り参加し、指導に努めている。		
文部科学省	i	◎各大学等において、入学時のオリエンテーション等により、自然災害や防犯に関する対策についての講習・情報提供が行われている。 また、真に修学を目的とした留学生を受入れのため、各大学等に、適切な入学者選抜や外国人留学生の在籍管理、退学者・除籍者・所在不明者の地方入国管理局への定期報告等についての通知を发出し、留学生交流研究協議会や地域留学生交流推進会議等において、周知を行っている。	

	経済産業省	i	◎平成19年度において、日本商工会議所等の中小企業団体に対し、外国人労働者の適切な管理を実施するよう依頼した。
⑥ 地域安全情報の提供に関する特例措置	警察庁	i	◎コンビニエンスストアの防犯基準の周知・履行状況の調査結果及びコンビニエンスストア・タクシー等の特定業態の強盗事犯等の犯罪情報を主管団体に提供し、防犯対策の向上に努めている。
⑦ 関係行政機関の職員や有識者のあっせん	警察庁	i	◎平成18年1月、10月及び平成19年10月、「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」にオブザーバーとして職員が参加し、警察が進めている繁華街・歓楽街総合対策の推進状況等について説明を行った。
第2 住まいと子どもの安全確保			
1 犯罪に強い住宅街の整備			
① 都市再生整備計画に基づく安全・安心なまちづくりの推進	警察庁	i	◎安全・安心なまちづくりの推進のため、平成17年9月、都道府県警察に対し、まちづくり交付金制度を活用する市町村との連携を積極的に図るよう指示した。
	国土交通省	i	◎まちづくり交付金を活用した防犯灯・防犯カメラの設置、住民参加による防犯パトロールの展開等の取組を支援している。
② 防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備	国土交通省	i	◎地域住宅交付金により、「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」等を活用した防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備を支援している。
③ 防犯住宅助成制度の促進	警察庁	i	◎建物部品の取替えへの補助など、地方公共団体による防犯住宅の助成制度を促進・拡大させるため、犯罪発生状況に関する詳細な情報提供を行うとともに、警察庁のウェブサイト「住まいる防犯110番」において、住宅防犯に関する留意点・対策例や全国の助成制度に関する情報を提供するなど支援・協力を行っている。
		ii	◎平成20年度において、「住まいる防犯110番」の更新に係る経費(1百万円)を措置した。
④ 「安全・安心なまちづくりモデル地区」における集中的取組	警察庁	i	○「安全・安心なまちづくりモデル地区」(仮称)の選定方法等について検討中
	国土交通省	i	○「安全・安心なまちづくりモデル地区」(仮称)の指定後に対応。
⑤ 放火されない住宅街の整備	総務省	i	◎平成19年春季・秋季全国火災予防運動において「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」を重点目標とし、「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上について全国的に対策を実施した。
		ii	◎平成20年度において、平成16年度に作成した放火火災防止対策戦略プランを改良し、地域特性にあった放火対策を推進するとともに、一般市民向けの放火危険度マップの作成手法を確立し、危機意識の喚起を図る等の放火火災防止対策の推進に要する経費(4百万円)を措置した。

⑥ 防犯性能の高い建物部品の拡充	警察庁 経済産業省 国土交通省	i	◎侵入犯罪の防止を図るため、平成14年11月に「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置し、建物部品の防犯性能試験を実施してきた。この試験結果に基づき、平成16年4月、「防犯性能の高い建物部品目録」を作成公表し、同年5月、試験合格品が共通して使用できる標章（CPマーク）を定めた。また、同年10月には、当該目録をウェブサイト上に公表した。同会議では、試験を継続し、目録を随時更新している。
⑦ 住宅の購入・注文時における防犯性能の表示	国土交通省	i	◎防犯に配慮した住宅の普及を促進するため、住宅性能表示制度において、防犯に関することとして、開口部の侵入防止対策を性能表示事項に追加した（平成18年4月施行）。
⑧ 防犯性に優れた共同住宅等に関する認定基準の策定	警察庁 国土交通省	i	◎（財）ベターリビング、（財）全国防犯協会連合会及び（社）日本防犯設備協会に協力し、「防犯優良マンション標準認定基準」の策定（平成18年4月）を推進した。都道府県において認定制度の実施を推進し、防犯性に優れた共同住宅の普及を図っている。
		ii	◎「共同住宅に係る防犯上の留意事項」に基づく「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を図る。平成18年4月、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」等における取組や、近年の防犯設備の普及状況等を踏まえ、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を改正し、公表したところであり、現在、その普及を図っている。
⑨ 防犯優良マンション認定制度の全国展開	警察庁 国土交通省	i	◎（再掲：第2-1-⑧-警、国-i）「防犯優良マンション標準認定基準」の策定を推進。都道府県において認定制度の実施を推進。
	国土交通省	ii	◎（再掲：第1-1-⑧-警、国-ii）平成18年4月、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を改正、公表。
⑩ 住宅関連事業者やエネルギー供給事業者による防犯情報提供の推進	経済産業省 国土交通省	i	◎省エネ情報と合わせて住宅の防犯に関する居住者への情報の提供の促進を図るための民間事業者からなる省エネ・防犯住宅推進委員会の取組を支援した。
⑪ 防犯住宅の整備における防犯設備士の積極的な活用	警察庁	i	◎防犯設備士に対する教育訓練やその組織化を支援することにより、防犯診断・防犯講習における防犯整備士の活用を積極的に進めるとともに、安全・安心なまちづくりに関して総合的な助言を行う防犯設備士の養成を促進している。
⑫ 防犯性能の高い自動車の普及促進	警察庁 経済産業省 国土交通省	i	◎平成17年4月に、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームにおいて、「防犯性能評価制度導入の検討」を内容とした自動車盗難等防止行動計画の改定を行い検討を進めている。
2 地域ぐるみで行う子どもの安全の確保			
		i	◎子どもの安全確保のため、平成18年2月に「地域安全安心ステーション」モデル事業の実施地区を拡大するとともに、通学路警戒活動に役立つ資機材を追加配分した。

① 地域ぐるみの学校安全体制の整備	警察庁	ii	◎(再掲:第1-1-①-警-ii)子どもの安全確保に重点を置いた「地域安全安心ステーション」推進事業に係る経費の措置。
		iii	◎広島県及び栃木県の女子児童が殺害される事件を受け、文部科学省と協議の上、平成17年12月6日「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を都道府県警察に発出し、通学路等における犯罪被害防止を図るよう指示した。
		iv	◎「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」決定に係る各種対策の推進について(平成17年12月)、「スクールサポーター制度の拡充について」(平成18年1月)を都道府県警察に発出し、スクールサポーターに学校における児童等の安全確保、犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報の提供等の役割を担わせるとともに、制度の普及を推進するよう指示した。
		v	◎平成20年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、子どもを犯罪から守るための対策の推進について指示した。
		vi	◎平成18年6月、「子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチームによる「子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～」の策定について」を都道府県警察に発出し、スクールサポーター制度の導入の促進について指示した。
		警察庁 総務省	i
文部科学省	i	◎(再掲:第1-1-①-文-i)「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」	
	警察庁	i	◎平成17年7月、「非行防止教室等を活用したインターネット上における違法・有害情報対策の強化について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等を活用したフィルタリングシステムの利用促進等について指示した。
		ii	◎(再掲:第2-2-①-警-iv)「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」決定に係る各種対策の推進について、「スクールサポーター制度の拡充について」を都道府県警察に発出し、スクールサポーターの任務の追加と制度の普及推進について指示した。
		iii	◎(再掲:第2-2-①-警-v)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示した。
		iv	◎(再掲:第2-2-①-警-vi)「子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチームによる「子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～」の策定について」を都道府県警察に発出し、学校における非行防止教室の充実、薬物乱用防止教育の推進、防犯教育の推進について指示した。

② 子どもを犯罪や非行から守る地域安全教育の推進	警察庁 総務省	i	◎(再掲:第2-2-①-警・総-i)スクールサポーターの導入に係る経費を措置。
	警察庁 総務省 文部科学省	i	◎平成20年3月、都道府県知事、教育委員会、都道府県警察等に対し、携帯電話等のフィルタリングの更なる利用促進に重点を置いた対策の強化に努めるよう指示・依頼した。
	文部科学省	i	◎平成20年度において、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、①薬物乱用防止教室の推進、②シンポジウムの開催、③広報啓発活動の推進に関する予算として(26百万円)を措置。
		ii	◎平成20年度において、防災教室の取組を支援するため、小学校低学年の児童向けの防犯教室用リーフレットを作成・配布するとともに、学校における防犯教室の開催を推進するため、31百万円を措置した。
	文部科学省 警察庁	i	◎平成19年9月に都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、インターネット上の違法・有害情報やナイフ・銃器の持つ危険性などを非行防止教室のテーマの一つとして取り上げるよう依頼した。
	厚生労働省	i	◎麻薬取締官OB等が学校の薬物乱用防止教室等に講師として赴き、薬物乱用防止に関する講演を実施している。
内閣府 警察庁 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	i	◎日本フランチャイズチェーン協会主催の「コンビニエンスストア・セーフティステーション活動」に対し後援を行っている。この活動において、女性・子ども等の駆け込み対応は19,199件にのぼり、なかでも女性の駆け込み事案において深夜時間帯が最も多く(43.5%)、女性の被害防止に大きく貢献している(H19.3~H20.2末調査結果)。 ○コンビニエンスストア以外の業種のフランチャイズ加盟店への活動拡大に向けて検討を行っており、H19.6から半年間、外食・小売・サービス業のフランチャイズチェーン1,254店舗においてセーフティステーション活動の拡大トライアルを実施した。	

③ コンビニエンスストアによるセーフティステーション活動の全国展開	警察庁	i	◎警察庁では、平成17年8月に「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」の周知・履行状況、被疑者の実態を調査し、防犯対策の資料として活用できるようコンビニエンスストアの業界団体に情報提供を行った。また、併せて、業界団体に対して、各店舗への防犯指導の徹底、防犯訓練の実施などを指導した。
		ii	◎(再掲:第2-2-①-警-v)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、コンビニエンスストアにおける補導活動の強化について指示した。
		iii	◎平成19年6月、「家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化について」を都道府県警察に発出し、コンビニエンスストアにおける補導活動の強化について指示した。
		iv	◎平成18年3月、平成19年6月及び平成20年4月、(社)日本フランチャイズチェーン協会安全対策委員会において、犯罪情勢及び今後の防犯対策について討議した。
	警察庁 財務省 厚生労働省	i	◎通知「未成年者飲酒防止に係る取組について(平成13年12月28日付で警察庁生活安全局長・厚生労働省健康局長・国税庁審議官の連名)」及び通知「未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組について(平成16年6月28日付警察庁生活安全局長・財務省理財局長・厚生労働省健康局長の連名)」を(社)日本フランチャイズチェーン協会他に発出し、関係業界に未成年者の飲酒及び喫煙防止に向けた取組を要請した。
財務省	i	◎通知「成人識別機能付自動販売機導入の許可条件付与に係る小売販売店への周知依頼について(依頼)」(平成20年2月8日付)を(社)日本フランチャイズチェーン協会他に発出。	
④ ガソリンスタンドによる地域防犯・安全確保活動の全国展開	経済産業省	i	◎全国石油商業組合連合会を中心として、各都道府県石油組合において、かけこみ110番等の防犯対策事業を行った。
⑤ 大規模小売店舗による自主的な防犯活動の促進	警察庁	i	◎大規模小売店舗の駐車場等における照明設備や防犯カメラの設置等の防犯診断のほか、警察官やボランティア等の立ち寄り、地域における犯罪発生状況等の情報提供等を推進している。
	経済産業省	i	◎大規模小売店舗立地法の「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」において「防犯活動への協力」を明記。都道府県等の法運用主体は、新たに大型小売店舗を設置する者に対し、防犯活動への協力などの配慮を求めることが可能となっている。
		i	◎平成17年9月、インターネットカフェ等の業界団体である日本複合カフェ協会が、犯罪防止、青少年の非行防止等の観点から、運営ガイドラインを改定したことを受け、都道府県警察に対し同ガイドラインを周知するとともに、各管区警察局ごとに情報セキュリティ業務検討会を開催し、各都道府県警察の幹部及び担当者を対象に警察によるインターネットカフェにおける防犯対策等についてきめ細かな指導を実施した。

⑥ インターネットカフェにおける防犯対策の推進	警察庁	ii	◎平成18年度総合セキュリティ対策会議において、インターネットカフェの匿名性の問題について検討を行い、まず事業者において、利用者の匿名性を排除する取組みを推進する必要がある、今後、事業者の自主的な取組みが進展せず、かつ、状況に改善が見られない場合は、より強力な対策についての検討が必要との報告書を取りまとめた。これを踏まえ、警察庁では、平成19年4月に「日本複合カフェ協会」に対して利用者の本人確認等の推進を要請し、また、都道府県警察に、個々の事業者に対して同様の働き掛けを行うよう指示した。
		iii	◎(再掲:第2-2-①-警-v)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、インターネットカフェにおける補導活動の強化について指示した。
		iv	◎(再掲:第2-2-③-警-iii)「家出少年及び福祉被害少年等の発見・保護活動の強化について」を都道府県警察に発出し、インターネットカフェにおける補導活動の強化について指示した。
⑦ 更生保護ボランティアによる犯罪予防活動の推進	法務省	i	○第58回“社会を明るくする運動”を主唱し、更生保護ボランティアとともに非行予防に係る地域住民の意識の向上を図る。
		ii	◎平成20年度から、保護司が、地域の関係機関・団体と連携しながら、犯罪予防活動など更生保護活動を推進する拠点として、更生保護活動サポートセンターをパイロット的に全国6か所に設置した。
		iii	◎平成20年度において、保護司による犯罪予防活動の推進のための経費(1,248百万円)、更生保護女性会、BBS会が行う地域活動の促進のための経費(8百万円)及び“社会を明るくする運動”の推進のための経費(17百万円)を措置した。
第3 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生			
「第3」各項目共通	地域活性化統合事務局 警察庁	i	◎平成17年10月、魅力ある繁華街の再生に向けたモデル的取組の展開を図る地区(8都市11地区)の関係自治体・都道府県警察、関係省庁等が出席する「大都市等の魅力ある繁華街の再生のための連絡調整会議」を開催し、情報交換・意見交換を実施するとともに、今後の取組の方向性を確認した。 ◎上記の取組を継続するため、平成18年10月、平成19年10月に関係自治体・都道府県警察等の実務担当者が出席する「繁華街再生11地区実務担当者会議」を開催し、実務レベルでの情報交換・意見交換を実施するとともに、先進事例の現地視察を併せて実施した。
「第3」各項目共通	地域活性化統合事務局	i	◎平成18年5月から繁華街再生に向けた関係者間での情報交換・情報共有を導入し、相互に情報提供等を行う体制を構築した。
		i	◎平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、違法性風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締り、街の新たな魅力づくりとの連携協働による取組み等を推進するよう指示した。

「第3」各項目共通

警察庁

ii

◎平成18年4月、繁華街・歓楽街総合対策担当課長会議を開催し、指定都道府県警察における総合対策の推進状況と今後の推進方策について意見交換を実施するとともに、今後も取組みを強化するよう指示した。

		iii	◎平成19年6月、繁華街・歓楽街総合対策についてブロックごとに検討会を開催し、各都道府県警察における総合対策の推進状況と今後の推進方策について意見交換を実施するとともに、今後の取組みにおいて指導を行った。
1 違法性風俗店、暴力団、不法就労等に対する取締りの強化			
① 違法性風俗店に対する取締りの強化等	警察庁	i	◎違法性風俗店に対する取締りを強化し、平成19年中、風営法違反として3,340件(昨年比+26件)、4,342人(同-245人)を検挙した。
		ii	◎性風俗店の禁止区域等営業に対する罰則の強化やいわゆる「デリバリーヘルス」営業に対する規制の強化等を内容とする風営法の一部改正法が、平成18年5月1日に施行された。
		iii	◎都道府県警察に対して、生活安全警察部門と地域警察部門が緊密に連携し、風俗営業等の営業所に対する立入りを強化するなど、地域の実情に応じた違法営業者の取締りを推進するよう指示している。
		iv	◎平成18年10月、都道府県警察に対して通達を发出し、ラブホテル(風営法による規制対象)や、これに類似した形態で営業するホテル(風営法による規制対象外)に対する立入り調査等を実施し、その実態把握に努めるとともに、違法営業者に対しては関係機関と連携した積極的な取締りを推進するよう指示した。
	国土交通省	i	◎マンション専有部分の用途制限を明確とするため、マンションの管理組合が、各マンションの実態に応じて、管理規約を制定する際の参考として、マンション標準管理規約及び同コメントを策定、公表している。
② 警察、消防、建築部門による風俗営業等の営業所への合同立入りと情報共有	警察庁 総務省 国土交通省	i	◎風俗営業等の営業所に対し、警察、消防及び建築部門による合同立入りを積極的に推進するとともに、風俗営業の許可申請等の審査に際して建築基準法や消防法の違反事実に関する情報が共有されるよう、相互の連携を強化している。
	警察庁	i	◎性風俗店における取締りを強化し、平成19年中、雇用関係事犯として390件(昨年比-22件)、455人(同+7件)、人身取引事犯として40件(昨年同期比-32件)、41人(同-37人)を検挙した。
		ii	◎(再掲:第3-1-①-警-ii)風俗営業等に係る人身取引を防止するための規定を整備することなどを目的とする風営法の一部改正法の施行

③ 性風俗店における不法就労・人身取引の排除		iii	◎平成20年3月31日現在、人身取引等の被害者の早期保護を図るための匿名通報モデル事業(通称「匿名通報ダイヤル」)において307件の通報を受理し、そのうち4件が被疑者の検挙や被害者の保護につながった。
	法務省	i	◎平成20年度において、悪質ブローカー、雇用主等の摘発・指導の強化を含む不法就労対策及び人身取引対策のため、360百万円を措置した。
		ii	◎平成17年6月16日、第162回通常国会において、人身売買罪及び旅券等の不正受交付罪等を新設するなどするとともに、上陸拒否事由、退去強制事由、運送業者の旅券等の確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を内容とする刑法等の一部を改正する法律が成立し、一部の規定(条約刑法関連)を除き、施行されている。
		iii	◎平成18年3月13日、「人身取引対策行動計画」に基づき、在留資格「興行」に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部改正を行った(同年6月1日施行)。
④ 不法就労外国人に関する情報の交換・共有と取締りの強化・効率化	警察庁 法務省 厚生労働省	i	◎法務省、警察庁、厚生労働省により「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」(局長級)(平成20年3月)を「悪質な不法滞在・不法就労事犯等に対する取締り等の強化」等について重点的に取り組むことを合意した。
	警察庁	i	◎(再掲:第1—3—⑤—警—i)「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」
	警察庁 法務省	i	◎効率的な退去強制手続を推進するため、全国警察と法務省との間で、平成17年9月1日までに入管法第65条の活用拡大について合意し、実施している。
	警察庁	i	◎平成17年10月、都道府県警察に対して、繁華街・歓楽街対策、暴力団排除対策等の各種施策と連動して、戦略的な暴力団犯罪の取締りについて指示した。
		ii	◎平成19年3月、犯罪による収益の移転防止に関する法律が成立し、同年4月1日からFIUを金融庁から国家公安委員会に移管する部分などが施行されていたが、本年3月1日から、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者等新たに対象となる事業者に関する部分を含む残りの規定についても施行された。
		iii	◎平成19年4月、犯罪収益対策推進要綱を制定し、都道府県警察に対し、効果的な犯罪収益対策を推進するために必要な基本的事項を示した。
		iv	◎平成20年度において、マネー・ローンダリング対策強化に係る経費(59百万円)を措置した。

⑤ 組織犯罪に対する戦略的な取締りと犯罪収益の剥奪	法務省	i	◎全国から検察官が参加して行う会議等を開催するなどして情報及び意見の交換等を行う一方、関係諸機関と連携しつつ、マネー・ロンダリング犯罪をも含む各種法令を積極的に活用するとともに、疑わしい取引に関する情報の活用を含め、様々な捜査手法を駆使して犯罪組織の中核に至るまでの捜査を行い、厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
		ii	◎平成18年6月に成立した「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」等より、これまで没収・追徴が禁止されていた犯罪被害財産（財産犯等の犯罪行為により被害者から得た財産）について、一定の場合に没収・追徴を可能とするとともに、これにより得られた財産を用いて、当該事件の被害者等に被害回復給付金を支給することを可能とした。
		iii	◎平成20年度において、組織犯罪対策の推進を図るため、630百万円を措置した。
	厚生労働省	i	◎全国7ブロックにおいて麻薬取締協議会を開催する等、検察庁、警察庁、税関、海上保安庁等薬物取締に関する情報交換を積極的に実施した。
		ii	◎犯罪収益の剥奪を実現すべく、積極的に麻薬特例法の適用を行い、薬物密売組織を摘発した。
		iii	◎平成20年度において、組織犯罪等に対する取締のための経費(573百万円)を措置した。
⑥ 取締りの更なる強化を実現する体制・施設・装備等の充実強化	警察庁	i	◎平成17年度から平成19年度までの間、大規模繁華街における犯罪対策を強化するため、大規模繁華街を管轄する都道府県警察において地方警察官の増員を措置した。また、平成20年度において、安全・安心なまちづくり等の推進のため、警察庁職員等の増員を措置した。
		ii	◎平成20年度において、人身取引事犯及び外国人の不法就労事犯等に対する取締り基盤の整備を図るため、広報啓発用リーフレット、夜間探証用ビデオカメラ、超小型カメラ、コンタクトポイント連絡会議、人身取引関係事犯対策車の整備に要する経費(40百万円)を措置した。
		iii	◎平成19年度において、繁華街における組織犯罪集中取締り活動のための経費(70百万円)を措置した。
		iv	◎(再掲・第3-1-③-警-iii)匿名通報モデル事業(通称「匿名通報ダイヤル」)において307件の通報を受理し、そのうち4件が被疑者の検挙や被害者の保護につながった。

	法務省	i	◎平成20年度において、出入国審査の一層の厳格化、不法入国者・不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(193人)及び44,505百万円を措置した。
	厚生労働省	i	◎平成20年度において、薬物密売組織等に対する視察内偵のため、所要の装備資機材の整備を図る予算を措置した。
		ii	◎平成20年度において、捜査体制の強化のため、麻薬取締官等の増員(13人)を措置した。
		iii	◎(再掲:第3-1-⑤-厚-iii)平成20年度において、組織犯罪等に対する取締のための経費(573百万円)を措置した。
2 街の犯罪インフラの根絶			
① 取締りにより生じた空きビル・空き店舗の転用	地域活性化統合事務局 内閣府 経済産業省	i	◎空きビル・空き店舗について、地域特性に応じた適正な用途のテナント入居が行われるよう、政府系金融機関その他民間のノウハウの活用を進めている。 (具体的取組事例:日本政策投資銀行による、①平成17年9月に立ち上げられた新宿歌舞伎町地区の家守事業推進チーム「喜兵衛(KIHEI)プロジェクト」への参画、②その他地区のまちづくり関連協議会への参画、③平成19年10月開催の「繁華街再生11地区実務担当者会議への参画、④地域再生計画の認定に係る支援等)
② 違法性風俗店や暴力団の入居阻止	警察庁	i	◎(再掲:第3-1-①-警-ii)都道府県公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から営業開始の届出があったときは、届出を受けたことを確認する書面を交付することとし、性風俗関連特殊営業を営む者に対してその備付け・提示を義務付けることなどを内容とする風営法の一部改正法の施行
		ii	◎平成18年3月、都道府県警察に対して、各都道府県単位に組織された広告業者、印刷業者、家主、ビルオーナー、不動産業者等の関係者に、性風俗関連特殊営業を営む者との間で広告の掲載若しくは印刷に係る契約又は賃貸借契約を行う際には、届出確認書により届出の有無を確認することを要請等するよう指示した。
		iii	◎平成18年4月、広告業者、印刷業者、家主、ビルオーナー、不動産業者等の全国規模の団体に対して、傘下の団体及び事業者に、性風俗関連特殊営業を営む者との間で広告の掲載若しくは印刷に係る契約又は賃貸借契約を行う際には、届出確認書により届出の有無を確認し、違法性風俗店を排除するよう要請した。

		iv	◎(再掲:「第3」各項目共通事項－警－i)平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、飲食店等に対する暴力団の不当要求阻止に向けた暴力団排除活動を強化するよう指示
		v	◎平成19年10月、都道府県警察に対して通達を発出し、電話異性紹介営業に関し、年少者による利用を防止するための年齢確認の徹底を図った。
	国土交通省	i	◎(再掲:第3-1-①-国-i)マンションの管理組合が管理規約を制定する際の参考として、マンション標準管理規約及び同コメントを策定、公表。
③ 飲食店等に対する暴力団の不当要求の阻止	警察庁	i	◎(再掲:「第3」各項目共通事項－警－i)平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、飲食店等に対する暴力団の不当要求阻止に向けた暴力団排除活動を強化するよう指示した。
		ii	◎平成19年5月、全国暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団の不当要求への対応要領等について記載したパンフレットを作成し、暴力団排除意識の啓発に努めた。
④ 暴力団による建物賃借権の不正取得の排除	警察庁	i	◎(再掲:「第3」各項目共通事項－警－i)平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、建物賃借権の不正取得事案の事件化の推進について指示した。
⑤ 法令違反情報の提供による暴力団・性風俗排除活動の支援	警察庁	i	◎(再掲:「第3」各項目共通事項－警－i)「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等の発出。
		ii	○ビルの所有者、管理者が違法な性風俗店を排除できるよう、都道府県警察が必要に応じて、「まちづくり協議会」等に違法営業店の行政処分の有無を提供できる仕組み等を検討中。
⑥ 風俗無料案内所に対する取締りの推進	警察庁	i	◎都道府県警察に対して、風俗案内所を、風営法違反(広告制限違反等)等の共犯として検挙を推進するよう指導している。
		ii	◎(再掲:第3-1-①-警-ii)風俗営業等に係る集客行為の規制を強化(広告制限区域等における広告物の表示等に罰則を整備)することなどを内容とする風営法の一部改正法の施行。
		i	◎平成18年4月、「少年指導委員制度の運営に係る留意事項について」を都道府県警察に発出し、少年指導委員制度の適正かつ効果的な運営について指示した。

⑦ 少年指導委員の活動の活性化	警察庁	ii	◎(再掲:第3-1-①-警-ii)少年補導活動や風俗営業者等への協力要請活動に従事する少年指導委員について、風俗営業の営業所等へ立ち入らせることができるとするなどの事項を内容とする風営法の一部改正法が施行された。
		iii	◎(再掲:第2-2-①-警-vi)「子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチームによる「子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～」の策定について」を都道府県警察に発出し、少年指導委員等ボランティアによる街頭補導活動の活性化について指示した。
		iv	◎平成20年度において、少年指導委員の活動の充実強化を図り、歓楽街等における環境浄化対策を推進するため、15百万円を措置した。
⑧ 住民と外国人の共生を実現する情報提供	法務省	i	◎平成17年9月、新宿区「しんじゆく多文化共生プラザ」内に出入国手続及び在留審査手続の相談に応じる「新宿外国人センター」を開設した。
3 迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化			
① 街ぐるみの環境浄化活動の展開	警察庁	i	◎(再掲:第3-1-①-警-i)風営法違反事件の取締りの推進
		ii	◎(再掲:第3-1-①-警-ii)風俗営業等に係る集客行為の規制を強化(客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうことを禁止)することなどを内容とする風営法の一部改正法の施行
② 効果的な違法駐車対策の推進	警察庁	i	◎新駐車対策法制の下、地域の実態に応じた取締活動ガイドラインによるメリハリをつけた取締り、駐車監視員による確認事務の適切かつ円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及、悪質運転者の責任追及等により違法駐車対策を推進した。なお、平成19年中は、放置駐車確認標章の取付件数は296万7,843件で、このうち、駐車監視員によるものが149万1,705件であった。
		ii	◎都道府県警察において、交通の安全と円滑化の観点から、車道狭隘化の取組みを推進しているとともに、道路管理者に対し、道路管理者が行う車道狭隘化の取組について、働き掛け・助言等を行っている。
③ 悪質な露店・屋台や立て看板の取締り	警察庁	i	◎都道府県警察において、道路上の営業を常態化させている露店・屋台や、立て看板を設置して道路を不当に占拠している業者等に対して積極的に指導警告を行うとともに、警告に従わず、違反行為を継続するなど、悪質な業者等に対しては検挙措置を講じている。
		i	◎直轄国道において不法占用の是正のため「道路占用適正化促進事業」を実施した。
	国土交通省	ii	◎平成20年度においても引き続き「道路占用適正化促進事業」を実施している。

④ 夜間におけるパトロール体制の強化	警察庁	i	◎都道府県警察において、防犯ボランティア団体の自主的なパトロールに対する支援を行っている。
		ii	◎(再掲:「第3」各項目共通事項-警-i)平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、制服警察官の夜間における警ら・警戒活動を強化するよう指示した。
⑤ 歓楽街ITパトロール事業の推進	警察庁	i	◎(再掲:「第3」各項目共通事項-警-i)平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、インターネット等の情報技術を活用した取組みを推進するよう指示した。
⑥ アーケードや街路灯の整備による街の明るさの確保	経済産業省	i	◎平成20年度において、少子高齢化、安全・安心、防犯等の社会的課題に対応する商業活性化への取組に対する補助(中小商業活力向上事業(少子高齢化等対応中小商業活性化事業から名称変更))を実施している。
⑦ 落書きや違法広告のしにくい美しい街並みの形成	経済産業省	i	◎(再掲:第3-3-⑥-経-i)商業活性化への取組に対する補助事業の実施。
⑧ 無電柱化による道路の見通し確保と違法広告物の抑制	国土交通省	i	◎地域の骨格となる幹線道路および主要な非幹線道路や、緊急輸送道路、良好な都市環境・住環境の形成や歴史的街並みの保全が特に必要な地区において重点的に無電柱化を実施した。
⑨ 暮らしのみちゾーンの形成による歩行者優先の道路空間の整備	国土交通省	i	◎全国の暮らしのみちゾーン登録の55地区で、交通安全の確保と生活環境の質の向上を図る取組みを実施した。
⑩ 官民が共同主催する屋外イベントの活性化	警察庁	i	◎平成16年3月に「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」を、平成17年3月に「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」を発出し、地域の活性化に資するイベント等の開催に伴う道路使用の許可手続を円滑に進めるための取組みについて都道府県警察に指示し、手続の円滑化を推進している。
	国土交通省	i	◎路上イベントの道路占用許可手続については、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」(道路局長通知)を発出済みである。